

飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月7日

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市地域防災計画及び飯塚市備蓄基本計画に基づき備蓄された食料、飲料水及び生活必需品等(以下「備蓄品」という。)について、防災啓発、自主防災組織への支援及び食品ロス削減の観点から災害用備蓄としての役割を終えたものを有効に活用するために、必要な事項について定めるものとする。

(活用対象となる備蓄品)

第2条 活用を図る備蓄品は、活用時に品質に問題が発生していないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 賞味期限又は使用期限までの期間がおおむね1月以上6月未満のもの
- (2) 市が災害用備蓄としての用に供しないと判断したもの

(備蓄品の活用)

第3条 前条に規定する備蓄品は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用するものとする。

- (1) 市又は自主防災組織等が実施する防災訓練及び防災に関する事業等で必要な場合
- (2) 市が実施する防災以外に関する事業等で必要な場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合

(備蓄品の寄附)

第4条 前条による備蓄品の活用を図ってもなお有効活用可能な備蓄品がある場合は、生活困窮者支援等を目的としたフードバンク団体等に当該備蓄品を寄附することができる。

(被災者支援への協力)

第5条 市は前条による備蓄品の寄附を受けるフードバンク団体等に対して、災害時における被災者支援への協力を要請できるものとし、協力要請を受けたフードバンク団体等は、やむを得ない事由のない限り、これを承諾し、速やかに協力し

なければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。